

平成 1 8 年 1 0 月 2 6 日  
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

# 平成 1 8 年第 2 0 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第20回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年10月26日(木)

開会 午後1時35分

閉会 午後4時10分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 古 木 光 義  
牧 野 征 夫 小 林 章 子  
大 澤 祥 一

署名委員 牧 野 征 夫

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	吉岡 正生
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	学校給食課長	佐島 彰
生涯学習課長	府中 義則	体育課長	田中 博
公民館長	宿澤 正則	図書館長	藤田 力

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行

## 案 件

### 1 協議

( 1 ) 特別支援教育について

### 2 報告

( 1 ) 第 3 回市議会定例会について

( 2 ) 事業後援について ( 3 件 )

( 3 ) 第 2 6 回立川・昭島マラソンの概要について

( 4 ) 「 2 0 0 6 たちかわ読書ウィーク」事業について

### 3 その他

## 平成18年第20回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年10月26日  
教育委員会会議室

### 1 協議

(1) 特別支援教育について

### 2 報告

(1) 第3回市議会定例会について

(2) 事業後援について(3件)

(3) 第26回立川・昭島マラソンの概要について

(4) 「2006 たちかわ読書ウィーク」事業について

### 3 その他

---

開会の辞

藤本委員長 ただいまから、平成18年第20回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

きょうは、牧野委員に署名委員をお願いいたします。

牧野委員 はい。

藤本委員長 内容に入る前に、教育部長、お願いします。

吉岡教育部長 本日、定例教育委員会第20回開催を迎える時間となっておりますが、昨日、立川市の中学校給食におきまして、ミルク給食におきまして違和感があるというような報告がありました。

それに対しまして、昨日から本日にかけてその対応を図っているわけですが、まだその原因等についてもわかっておりません。そんな関係で午前中から、政策会議のあと緊急監事会、対策会議を開き、その対応について今後検討するというところで、その中の結果としましてはまだ中間的なものがございます。専門家による検査機関、これが入っておりますがまだ分析が終わってないということ、そんなことがありまして、結果が出次第その対応についてまた会議を開催して、その対応を考えるというようなことになっております。

そこで、若干の時間をいただければということで提案をさせていただきたいのですが。

藤本委員長 若干というのは、見通しは全く立ちませんか。

吉岡教育部長 概ね30分程度で、休憩をはさんでいただいて2時に開会できるような形をとっていただければと。わがままですが、よろしくをお願いします。

藤本委員長 というお話でございますので、皆さん、ご了解いただけますでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 それでは、暫時、休憩いたします。

再開は一応2時を予定していますので、その時間にお集まりください。

午後 1時38分休憩

---

午後 2時04分再開

藤本委員長 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

確認しますが、議題は表示のとおりでございます。その他で2、3件お話があろうかというように思います。

改めて牧野委員、署名委員をお願いいたします。

牧野委員 はい。

---

協 議

(1) 特別支援教育について

藤本委員長 それでは協議、(1) 特別支援教育について、指導課長、お願いいたします。

樋口指導課長 それでは1件、ご協議をいただきたいというように思っております。

立川市における特別支援教育の今後の方向性(案)というものをお配りさせていただいております。平成19年度より始まります特別支援教育について、立川市の今後の方向性ということをお示しさせていただいたものでございます。

まず、国や都の動向ということで、1ページ目のはじめにというところに書いてございますけれども、平成15年3月に国が今後の特別支援教育のあり方についてを出しまして、東京都におきましても、平成15年12月にこれからの東京都の特別支援教育のあり方について、また平成16年11月には東京都特別支援教育推進計画がとりまとめられております。また、本年6月には学校教育法等の一部を改正する法律が公布されまして、盲・ろう・養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化することでありまして、小中学校等においては、通常の学級に在席する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等を含む障害のある児童・生徒等に対して適切な教育を行う、そのようなことが示されていたわけでございます。

2ページ目以降をご覧くださいますと、立川市における現状、あるいはこれまでの取組みということでもとめさせていただいております。平成18年度現在で立川市において、固定の知的障害学級、小学校6校、中学校3校、通級指導学級として難聴学級1校、言語障害学級が2校、情緒障害学級が小、中それぞれ2校設置をされているところでございます。また、適応指導教室は小、中学校1教室ずつ設置をされております。

立川市の特別支援教育の推進に向けたこれまでの取組みにつきましては、5ページ目からご覧いただきますと、特別支援教育コーディネーター研修の実施、各学校で1名、指名をされております特別支援教育コーディネーター研修の実施、校内委員会の設置、個別指導計画の作成、またハートフルフレンドやスクールカウンセラーの活用等について、今までの取組みを行ってきたところでございます。

7ページからでは、これからの取組み、推進に向けての整備事項というところでございますけれども、その前に、最後のページの1枚前、横書きの表を見ていただきますと、立川市におきます特別支援教育が、平成17年度から学校また教育委員会の取組みとして、17年度、18年度の取組みを横にお示しさせていただきまして、これからの取組みということで、7ページのところからお示しをさせていただいているところでございます。

まず7ページでございますけれども、立川市においての特別支援教育推進に向けての基本的な考え方といたしまして、一人一人の児童生徒のニーズに合った教育の実施という学校教育の指針、それを基本的な考え方の中心に置いております。特別支援教育は障害のあるなしに関わらず、すべての子どもたちが豊かに暮らすことができる社会の実現、それを目指しております。立川市において特別支援教育は、切に特別な支援を必要としているすべての子どもたちに対して、適切な指導を行うことを基本的な考え方として捉えております。

今後の整備する事項というところでは、学校における支援体制の整備、人材の確保・育成、保健、医療、福祉、関係機関やあるいは幼、保、都立学校、都との連携、理解、教育の促進、そのようなことをこれから整備をしていくということをまず大きく考えております。

具体的には第3章ということでございますけれども、第3章の最初にお示しをしておりますように、ここに書かれております、特に9ページ、10ページに書かれております特別支援教室、これから特別支援教育が心身障害学級から特別支援学級へ、そして特別支援教室へという考え方につきましては、現在国において当面の検討事項になっております。

そのため、立川市といたしましても、当面の特別支援学級、つまり平成19年度に心身障害学級の名称変更が行われるのですが、そのあり方についての考え方を示しまして、将来的な特別支援教室への移行については、国や都の動向などを十分に把握しながら移行を進めていくというところでございます。この考え方ということでお示しをさせていただいております。それがこの第3章の1番の、とりわけ(2)特別支援教室の展開についてという部分でございます。繰り返してございますが、これはすぐにできるということではなくて、国においても、これにはどうしていくかということが検討課題ということになっておりますので、そのことについては十分慎重にということを東京都教育委員会からも指導を受けております。

当面の、19年度に向けての整備ということの具体に関しては、11ページでございます学校における支援体制の整備、人材活用。今現在も進めております個別指導計画による指導の充実の点や、校内委員会の充実。

12ページをお開きいただきますと、特別支援教育コーディネーター、これの充実。そして(4)番、巡回相談員、校内で適切な教育的な支援を実施するために、教育相談室の臨床心理士がブロックごとに定期的に各学校を巡回し、相談に応じていく。そして(5)番は、特別支援教育アドバイザー、また後ほど申し上げますけれども、固定の現在の心身障害学級あるいは通級指導学級等の専門性の高い教員を立川市として特別支援教育アドバイザーと位置づけて、定期的に特別な支援を必要とする学校を訪問して児童生徒の支援を行ったり、あるいは学校の相談に応じるということでございます。(6)番は、専門家チーム、これも今後ということになりますけれども、専門的な医師あるいは大学の先生などを含めた委員会を立ち上げていく。そして(8)番は、旧錦児童館内に特別支援教育、ヘルプデスクを開設して、学校からの相談、専門家チームとの連携、あるいは都立の養護学校等との連携、人材派遣の窓口を果たしていくようなことを考えております。(8)番は、本年度特別支援教育に関わる研究を行っております学校、第二小学校が1月26日、松中小学校が2月1日に研究発表を行いますので、是非、委員の皆様にご見学、ご参観をいただきたいというように考えております。

第4章につきましても、今後このような外部の関係機関との連携を設置していくということを検討していくということでお示しをしております。

16ページでございますけれども、16ページの2番、副籍制度ということをちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

立川市に在住する盲・ろう・養護学校に通っている子どもたちは現在9校の学校、立川は広うございますので9校の学校に立川市から通っております。これはどのような制度かと申しますと、立川市に住んでいる子どもが、例えば本来一小に通う予定であった子どもが養護学校に通っているならば、その一小を副籍校として第一小学校へ子どもが訪問したりとか、

何か行事に関わったりとか、つまり地域の中で都立の学校に通っている子ども、小学校に通っている子ども、地域の中で共に成長していこうという、そういうような願いがありまして、副籍という制度が次年度から開始されます。立川におきましては、武蔵台養護学校がセンター校でございまして、これは今年度中に9校の関係者を集めて、次年度どのように進めていくかということをお話し合っていきたいというように思っております。

これは、養護学校に通っている児童生徒の保護者の十分な了解がなければならないこととございまして、「私の子どもは結構です」というようなお断りも当然あるかと思えますけれども、やはり地域の中で共に育つという視点で、副籍制度を今後活用していければなというように思っております。これも昨日も武蔵台養護学校の副校長と連絡を取り合っております。

17ページにございますが、特別支援教育、その理解と啓発ということが最も大切な部分かというように思っております。「たち」の12月号で特別支援教育ということについての欄を設けて、まず市民、保護者への理解、そういうものを図っていこうというように思っています。教室で、先生から見て、先生を困らせている子ども、周りの友達を困らせている子どもではなくて、その子自身が困っているんだ。困っている子どもを特別な配慮をして支援をしていこう、そのことがすべての子どもたちにとってよりよい育ちになっていく。これは区別あるいは誰か特定の子どもを特別と捉えるものではない、そのことがやはり一番大事なところかなというようにも考えております。

2点最後にお話をさせていただきたいと思いますが、1点は、本資料、教育委員会でご協議いただく前に、東京都教育委員会指導部、義務教育心身障害教育指導課及び教育庁指導部学務課、心身障害教育課に事前にこの内容の検討を依頼をいたしました。立川市の考え方、それには誤りはありません。立川市の考え方に誤りはありません。1点留意することは、先ほど申しました、国の考え方が明確に表れていない部分があるので、その辺は十分留意してくださいという点と、立川独自の試みとして大変これはおもしろいですね、というような指摘をいただいたのが13ページの先ほどの特別支援教育アドバイザー。立川には非常に優秀な心身障害学級や通級指導学級の担任がおりますので、後補充の教員を入れながら、その教員たちに巡回指導などにも当たってもらい、そんなことで予算も検討しているところで、「これは立川としてのおもしろい試みですね」ということのお話を私自身受けてまいりました。

これは報告ではなく、今後の取組みということでご協議いただこうと思ひましてご説明をさせていただきました。以上でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。説明を終わりましたけれども、古木委員、今のことにつきまして、どうですか。

古木委員 2点ほど伺いたいのですが、1点は、この立川市で今ご説明のとおり東京都の指導指針にのっとっているということで、それは了解しておりますが、多摩各市に比べてどの程度先駆けているのかということ。

もう1つは、これはまた別でございまして、本件に関する予算措置と申しますか、そういう予算面の要請というかそういう部分については、どういう要望の仕方を。これは昨年3月



に頂戴しました予算案の主要施策の概要を拝見しても、確かに教育費が削減の中にあって、言語障害及び精神障害学級の新設というような新たな予算が認められておりますが、相当な予算が必要になってくるのだと思うのです。財政逼迫の折から、その辺はご理解はいただけるのですか。

藤本委員長 指導課長、お願いします。

樋口指導課長 1点目でございますけれども、26市において文部科学省のモデル研究ということで指定を受けているのはあきる野市と調布市でございますが、そこはモデルとして先進的に進められております。

立川市の状況はどうかということでございますが、立川市は、先ほどの表でも見ていただきましたけれども、実務的な部分というのはかなりきちんきちんと進めてきたところでございますので、ただこのような形で、大きな方向性ということでとりまとめたのは今回初めてということでございます。進捗状況、進んでいるか遅れているかということは、整備の状況については遅れているというようなことはないと思います。

2点目の予算の点でございますけれども、例えばヘルプデスクを開設していくことで旧錦児童館の工事等のそういう関係の予算、あるいは先ほど申し上げました特別支援教育アドバイザーの後補充に関しての予算など要望しております。これも、私どもとしましては慎重に進めなければならないと。先ほども繰り返し申し上げた部分で、やはりスタートの時点で120%ということではなくて、それは十分、都からも慎重に少しずつ積み上げていってほしい、という部分もでございます。これは国の考え方の部分が、全体的な部分がまだ検討の面もございますので、ですから今申し上げたような予算は要望しておりますが、非常に大規模な予算というものは、次年度はもう少し慎重に考えていったほうがいいのではないかなと、そんなようには考えております。

藤本委員長 ほかに。牧野委員。

牧野委員 これは数年前からもう特別支援についての指針が国、東京都から出ていますけれども、それに向かってやっていくのですが、立川市としてはこういう新しい方向性というのが、やってもらえたという結構なことで、今後これに沿いながらいくのだと思うのですが、2、3点少し気になることがあるのですね。

1つは、まず小学校の情緒障害学級、これは二小と今年新しく松中につくったということは、これは結構なのです。東西に分けて、南北に分けて児童が通いやすくなってきてという部分では保護者は非常にありがたいというように思っています。ただ、内容的な部分はどうかと聞かれると、もう一つかなという疑問は残りますがそれは別にしまして、それは追々これからの指導体制を整えていくという部分ではあるのですが、中学校の場合を考えた場合、これが一番課題だろうと思うのです。

いま心身障害学級は2学級という設定がここに書いてありますけれども、これはずっと前からそうなのです。ところが、いまの心身障害学級中学校は残念ながら相談学級より不登校学級なのです。不登校生徒もいま六中と八中にいて、さらに「たまがわ」に中学校の不

登校学級。そうすると六中と八中は、では情緒指導学級の正しい指導体制に切り替えるのかという全くそうではない。やはり不登校の生徒が集って来て増えているという状況がありますので、その中学校の情緒障害学級を今後どう考えていくのかという問題は非常に大きな課題だろうと思うのです。

これが解決しなかったらこの特別支援教育、特にこれからコーディネーターを育てるためには、少し足りないことを話しますと、コーディネーターというのは学校教育だけではなくて、保育の問題、家庭教育の問題、それから労働関係、すべてのものに精通しないとコーディネーターってできない。それだけの大変な仕事だろうと思うのですね。そういうものの指導体制が今後、国も、都はもう始まっていますけれども、立川市もいえることはいえるだろうと思いますけれども、何回かの研修は終わっているようだけれども、ただ、いま申し上げたようなそういうコーディネーターをつくっていきながらも、心身障害児の組織として、体制としてやはり今後、中学校を少してこ入れをしないと大変なことになってくるだろうなと思っている。今後ですね、これが一番大きな問題。

2 つ目は、いま軽度発達障害、LDとかADHDだとか高機能自閉症だとか、そういう子どもたちは通級に今いるわけですけれども、その通級の子どもたちを障害と見ないで、その子の個性と見ていくんだと、いい面で見るといことはこれはもう誰もがそう思うことで、学級の中で暴れまくっている子が悪いんだというのではなくて、その子の個性をどう伸ばしていく、もしくはその個性をどうやって伸ばしていくのかというところが一番大きな課題だろうと。そのためにハートフルフレンドだとかいろいろな方が、地域の支援が入っているのですけれども、なかなかやはり指導体制というのはきついただろうなという思いはします。

そういう中で、今度そういうお子さんたちの個別指導を各学校でできるのかどうか、という体制、こういったことも考えていかなければいけないし、では学校から離して個別指導をするかといったらそれもなかなか難しいだろうな。親の理解を相当得なければいけない。そうすると学校の中でやらなければいけない。そうしたときに学校の中の指導体制は果たしてできるだけの力があるのかどうか、そういったところを教えてもらえればと思います。

藤本委員長 指導課長、いまのお話はいかがでしょう。指導課長。

樋口指導課長 ご協議をいただければということでご提出をさせていただいておりますので、まさに中学校教育における課題であるなということで私は受け止めております。

情緒障害と例えば適応の「たまがわ」の関係のもので、それは障害なり、心の不登校の問題というのはスパッ、スパッと区分して入ることができない。心の問題というのはものすごく多様で、我々が十分に精査しきれない部分というのはやはりご指摘をいただいているように課題であると思います。

それから、特別支援のコーディネーターの研修は、立川はきちっと入れて研修を持ってありますし、校内分掌にも位置づけられておりますけれども、ご指摘のとおり、今度は実際に実務がスタートいたしますので、そういう実務に関しても、いま養護学校での特別支援教育

のコーディネーターの方もいらっしゃると思いますので、実際にそういう方々との連絡を持ったり、アドバイスをもらったりとか、12ページにもお示しさせていただいているように、校内の役割もごさいますが、保護者との関わりでありますとか外部機関との連携もごさいしますので、実務の面が入ってきますので、当然その課題をまた捉えながら、今申し上げたような連携を図って連絡をとっていきなり、また、研修の持ち方を工夫するなりして少しずつ進めていかなければならないなというのが2点目でございます。

それから、軽度発達障害の問題はやはり保護者の十分な理解とご協力がなければ、一方的に決めつけられるものではありませんので、先ほど考え方もお示しをしたように、そういうような決めつけではなくて、支援を必要としているすべての子たちという考え方に立っております。大きなくくりの中で、学校の外で個別指導ということは現状としてはなかなか難しいと思いますので、校内で、今後これが特別支援教室というような形になっていった場合には、個別の教室を設定して、つまりそれは個別の教室を全校に設定しなければならないと思うのですね、個別支援教室という先の考え方に立って。そのときのまた課題がございます。だからご指摘いただいたことなどはまた検討していかなければならないように思っております。何かまたいろいろ委員の皆様からご指摘やご意見をいただければというように思います。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 関連で1つだけ、中学校教育のことが一番大きな課題なのですね。だからこれは教育長さんに答えていただかなければいけないのかもわかりませんが、今までの歴史があって、歴史の中で情緒障害学級2学級を立川にもってきたとき、この状況と、それとそれを踏まえてずっと継続して、情緒障害学級と称して東京都のほうには言っておりますけれども、やはり児童生徒の関係上、不登校児が増えてきたことによってそういう不登校児の、はっきり言えば、障害を持っているお子さんたちというのは単発的な障害ではありませんが、やはり重複した障害を持っているお子さんが多いですから、その重複をしたお子さんたちのことを考えていって、不登校になってきている子どもさんたちも何らかの情緒障害はあるというように見込んでいけば、それはそれでやっていけるのだろうと思うのですけれども、ただ、どこかで手を打たないといけない、どこかで整備しなくてはならないという状況があると思います。

やはり19年度からこういうものが法改正の中で行われていかなければいけない状況の中で、かなり苦しい状況が起きてくるだろうなと。そのためには本年度中もしくは来年度中には中学校の課題を解決しなければいけない。これも保護者の問題があってなかなか難しいと思いますけれども、これをクリアしない限りはなかなかうまくいかないのではないかなという気がします。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 六中、八中の相談学級のご質問を前にもいただいたことがあるのですけれども、教育委員会とすると、これは課題であってなるべく早い時期にこの課題を解消しなくてははい

けないなというようには考えているのですが、その課題、おっしゃっているように情緒障害で認可を受けているわけですけれども、不登校児が急激に増えてきていることによる、そういうようなことの中で現実対応ということで、どちらかというところ情緒障害の認可の学校が不登校の学級に現実にはなっていると。これは本来の姿ではありませんので、やはり中学校の、不登校の生徒の専門のそういうような受け入れの組織をつくらなくてはならない。このひとつが「たまがわ」の適応指導教室です。

将来的には六中、八中の不登校の子どもたちを「たまがわ」の方に移行していったら、「たまがわ」の方を拡充していくと。組織的にもそういうように拡充していくということでもありますけれども、ただ、現在いるお子さんたちをそのまま向こうに持っていくというようなことは、やはり本人たち、または保護者の意向だとか、これまでそこで教育を受けてきたというようなことの実績等の中で、すぐというわけにはいきませんが、これはいずれにしても、ある程度の時間を経ながらそちらの方に移行していくというのが教育委員会の考えであります。「たまがわ」の適応指導教室も毎年、東京都からの再任用等での教員を増やしながら、充実をしていきながらそちらに移していくという、そういうことでもあります。

それから特別支援教育のコーディネーター、非常に大変でありまして、これは各学校にコーディネーターをそれぞれ配置しておりますけれども、それぞれやはり本来の教科担任とか学級担任ということのうえでのコーディネーターなので、学校間のいろいろな調整だとか保健関係、医療関係、労働関係、すべての専門知識を持つ、きり回すというのは非常に現実的には難しい部分ではあります。ただ、役割としてはそういう役割を背負っているのです。いろいろな研修等でそういうようなノウハウを身に付けていただくというような、これは一部ではやっておりますけれども、現実的にはこの中にもありますように、各医療機関等の関係者から成る特別支援教育の連絡会、こういうものを充実しながら、そういうところのアドバイスを受けながら、各学校の先生のコーディネーターというものを展開していくというのは、現実的にはそういう形になるのだなというように感じます。

いずれにしても、相談学級の件も特別支援教育のコーディネーターの件も、これは特別支援教育を進めていく上では大きな課題でありますので、これは大いに認識をしながら、解決していきたいというように考えています。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 特別支援教育については過去いろいろ試み、取組みがされていましてけれども、今回こうして整備された形で出していただいたので、とても自分の中で私も整理ができたような気がいたしました。

それで、私も完全に理解しているかどうか分からないので、もし間違ったことを言ったら指摘してください。私がいま一番気になっているのはLD、ADHD、高機能自閉症の子どもたちのことなのですが、直接そういう子どもたちと接するのは先生ですので、一番お願いしたいのは、とにかく先生はそういう子どもたちのことを勉強してほしいということなのです。

私の友人にもそういう子を持っている親もいますし、そういう子たちと接したこともありますけれども、理解して、その子に合わせてふさわしい接し方をすれば全く態度が変わってきたりするというのがあります。親に言わせれば「先生が理解してくれない」というような声も聞きますし、先生が理解してないままに子どもを叱ったり、無理な課題を与えたりとかということがあると、それがまたクラスのみんながそういう目で見えて、いじめにつながったり不登校につながったりしますので、先ほどいいことを言ってくださいましたけれども、特別な子、困らせているというのではなくて、本人が困っているという状態なんだということを先生方も十分理解していただいて、どういうタイプの子かというのをよく勉強していただいてその対処方法を考えていただきたいと思います。本当に対処の仕方によって違ってきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、私の友人は子どものことをよくわかっていて、いろいろ勉強しているのですけれども、反対に、「うちの子は何でこうなんだろう」というように悩んでいるお母さんもいらっしゃると思うのです。絶対的に学校関係者よりは情報量が親は少ないですから、積極的に集めない限りは情報不足ですので、不安も悩みも大きいと思いますから、先生方のほうから親にアドバイスできるぐらいに勉強して、子どもたちのことを理解して、アドバイスしていただきたいなというように思います。

去年の二小の学校訪問のときに、校内研究で先生方が、本人が困っているという状況の子にどう対応したらいいかという研究をされている姿を見まして、とても一生懸命で本当に考えてくださっている様子を見ましたので、二小は研究校ですけれども、その状況を是非、立川の全市に、その成果を是非広めていっていただきたいと思います。

藤本委員長 小林委員から実態的な事例も含めてお話いただきましたけれども、親の理解を得られないような子の場合はどうしますか。

小林委員 親が「絶対この子は普通だ」という場合ですか。

藤本委員長 「うちの子は何でこういう判断をするんだ」というところの。

小林委員 それはやはり専門家の方に指導していただくというのが一番ではないでしょうか。自分よりも専門知識のある方に言っていただく。ただ正式に症状の名前が、病名がついていて薬などを飲んでいる場合はいいですけれども、そこまでいかないというケースが多いらしいです。

藤本委員長 先ほど来、委員の皆さん方のそういうお話もいっぱい出ておりますが、不登校と障害とは全く同質ではございませんが、いろいろなものが混在しておりますので、難しさ、悩みがたくさんあるかと思えますけれども、ただ、小林委員が最初に申しましたように、本市でこういうのをまとめて、方向性について整理してくれたということは非常にわかりやすいし、これで終わりというわけではありませんので、これからです。都のほうも方向性を出していますね。それと似たような形でOKをもらっているというお話もございましたけれども、立川市の特別支援教育の特色みたいなのが何かございましたら、指導課長、お願ひしたいのですが。

樋口指導課長 その前にLD、ADHD等の理解ということでは、過去にパンフレットなども各学校にお配りして研修で役立ったこともございますけれども、いま、特に新規採用教員がどんどん増えてきている状況でございますので、改めてそういう子どもたちへの理解を図っていくということは、今いただいたご意見、生かしていかなければならないなというように思っています。それから、松中、二小の研究は是非各学校に役立てていきたいと同時に、もちろんこれは教育委員会としての研究でございますので、私どももそれは取り入れていきたいなと、そんなふうに思っております。

いまご説明いただきました立川市の特色というところでございますけれども、先ほどの特別支援教育アドバイザーを入れていくというのは、立川市の特色としてこれはとてもいい試みですというようなこと、私どももそのように考えております。

それからもう1点は、大きな考え方、これは何か特定の子どもに対して特別な支援を行うということではなくて、支援を必要としている子どもたち全体に対して支援を行っていく、そのことが障害のあるなしに関わらずすべての子どもたちがより豊かになっていくのだと、そういう理解をきちんとしていくことというのは立川の特色であるというように思います。

それから、私も教育委員の皆様から是非アドバイスをいただきたいのは、いまご議論の中にもございました、障害をなかなか認めない、なかなかつなげられない、そういうことで学校も非常に苦慮しておるところでございますので、また教育委員会から指導課長の方に、適切なアドバイスをいただければ大変ありがたいと思っております。

藤本委員長 ありがとうございます。先ほども説明がございましたけれども、7ページに基本的な考え方というのがございますね。それでいま指導課長が説明した中に、すべての子どもにというのが基本的な考え方の下段のほうに載っておりますが、特別支援教育は障害の有無に関わらずすべての子どもたちが豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指していると、ここで出てくるすべてのことをいま指導課長がお話されましたけれども、その下の2段は、特別な支援を必要とするすべての子どもという、このすべてとは若干違いますね。

樋口指導課長 これは文を切り離してきちんと。

藤本委員長 そうしたほうがわかりやすいと思いますのでね。ありがとうございます。

樋口指導課長 修正させていただきます。

藤本委員長 ほかに古木委員、何かありませんか。

古木委員 はい。

藤本委員長 牧野委員もいいですか。

牧野委員 いっぱいあり過ぎてなかなか答える方も大変だと思いますから、後でまた出していただければ。

藤本委員長 これ一度で終わるわけではないので。

牧野委員 緊急性を要するというよりも今までずっと流れがきていますので、それで来年度からやらなければいけないという実態は、ここに書いてあるようにできあがってしまった状況ですから、やはり少しずつ少しずつ理解を深めていって市民にも深めていくという方向の

ほうがわかりやすいと思います。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 これから非常に大事な事業でありますので、きょうは前もってお配りしているとはいえ、じっくりと検討していただいて、ご意見があったらご意見を出していただいてそれを反映していきたいという考えがありますので、きょうだけではなくして、まだ案をきょうはとらないで、次回なり翌次回まで十分にご審議いただいて結構であります。そういうことです。

藤本委員長 全くそのとおりだと考えておりますので、やりながらまたいろいろ検討していくということを条件に、協議になっておりますが、きょうまでのここまでの段階についてはご理解、ご了解いただいたものとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 ありがとうございます。それでは、1 番の協議は以上で終わります。

---

## 報 告

### ( 1 ) 第 3 回市議会定例会について

藤本委員長 2 番の報告に入ります。

報告の(1)第3回市議会定例会について、これにつきましては、教育部長並びに関係課長さんからの説明をしていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。それでは教育部長。

吉岡教育部長 それでは、平成 18 年第 3 回立川市議会定例会の報告をさせていただきます。

第 3 回市議会につきましては、このたび市議の改選がありまして、実質上の新たな議員構成による議会というように理解しております。

会期につきましては、平成 18 年 9 月 12 日から平成 18 年 10 月 4 日までの会期となっております。

私の方からは一般質問についてご報告をさせていただきます。今議会につきましては 30 議席で構成をされております。その内、一般質問の通告につきましては、23 名の議員の方から一般質問の通告を受けました。その内教育に関しましては、23 名中 13 名の議員の方から通告を受け、それぞれ答弁をさせていただいております。

きょうお手元に配付をしてございますのが各教育に関する通告の内容でございますが、既に皆さん方のほうに市議会だよりということで、一般質問の要旨ということで意外と早く出ておりますので、これについてはご覧いただきたいなというように考えています。と言いますのは、この説明とこの内容と齟齬があるといけないのもありまして、間に合わない場合につきましては、こちらの方からポイントのみをご説明させていただこうかなというように考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

特段今回、第 3 回ということで 9 月議会は決算議会だったものですから、その辺のところ非常に難しいところもあり、また新しい議員の方もおりましたので、その辺の答弁、説明

のやり方等いろいろと感ずるところはありましたが、私からすれば、特に問題なく本会議は終わったかなというような気がしております。

あわせて私の方からは一般会計補正予算（第2号）、これをさせていただきました。

まずお手元にお配りしてあります補正予算書の2ページ、学校建設整備に要する経費ということで天井材のアスベスト含有調査、これにつきましては非常に含有率が下がってまいりまして、何かを工事、設計等する場合については、そういう成形材、含んだものの成形材の有無によって単価も変わってきます。設計の方法も変わってきますので、事前に調査をするということで上げさせていただいております。また文化財保護に要する経費、これにつきましても各施設が非常に雨漏りが多いということで上げさせていただいておりますが、「何でも放っておいたんだ」というようなご指摘もありましたがそのようなことで。続きまして学供施設についても雨漏りということで、補正を組ませていただきました。また、一番大きいところは465万円、これは燃料費、これはやはり石油等の高騰によりまして、これは学校給食課のほうでしたか、させていただいております。

そんな関係で終わっておりますが、なお、今議会につきましては、私事ですけれども非常にご迷惑をおかけしました。以上、本会議はこういう形で説明させていただいたと思っております。

続きまして決算特別委員会、これも9月議会ですから行われております。今回につきましては、内容につきましては非常に多岐にわたっておりますので細かくなりますが、今第3回目からは、ちょっと言葉が正しいかどうかわかりませんが、ドント方式ということで、各会派が持ち時間制をとりまして、その会派持ち時間による質問時間、これが決められた初めての決算特別委員会ということでさせていただきました。これについては4日間の内にやるわけですけれども、各委員さんもその時間配分と質問の内容、これについては非常に苦労されたのではないかなと思いますけれども、だいたいこれまでは1人3回60分というものがひとつ暗黙の了解があったわけですけれども、そうではなく、各会派別人数掛けることの12分でしたか、ですから8名いるところについては96分だとか、それで出ている委員数で割ったものが時間数ということで、そういった形の中で進めた初めての試みの委員会で、各日も遅くなることなく終わっております。ただ、これは初めてやったことなので、各委員さんはどのように感じられたのかな、というのが先に言っていた興味でありました。

ただ決算ですから、これはすべて説明を求められ、説明して、最終的には認定をされたということで終わっております。これが9月22日第10款ということで、予定よりもこれは若干遅れたわけですけれども、最終日も午前10時から始めまして2、3時ぐらいでしたか、意外と早く終了したので、こちらとしては対応はできているというように考えておりますが、ここで指摘を受けたことにつきましては、また決算委員会指摘事項ということで別途きますので、この教育委員会に報告をさせていただき、その対応状況についての説明をさせていただき、経過、進捗状況等、そのつど報告させていただくというように考えております。

私からは以上でございます。



それでは、9月28日に行われました文教委員会につきまして、それぞれ各主管課長から報告をさせていただきます。

藤本委員長 総務課長、お願いします。

渡邊総務課長 引き続きまして文教委員会の報告を、まず総務課のところをご報告させていただきます。

お手元の資料の1番報告事項の(1)学校プール及び公共プールの安全管理状況についてということで、こちらから報告をいたしました。内容につきましては、本年の8月24日の第16回教育委員会定例会でご報告をさせていただきましたふじみ野市の事故に関わりまして、立川市の学校プール及び泉市民体育館のプールの状況、それと対応策、これについて報告したとおりのことを文教委員会でも報告をしております。

この報告に対しましては、五十嵐委員、高口委員、ほか4名の文教委員から各質問をいただいております。内容といたしましては、やはり今回のことは学校、教育委員会事務局の認識、対応などが甘かったのではないかというような指摘を受けております。それから今後につきましては、安全対策と安全管理意識の向上を図るようということで強く要請をされております。

それから、所管事項の質問につきましては、お手元の資料の(6)番と(7)番、(6)番が五十嵐けん委員、(7)番が矢口昭康委員です。

この2名から、まず五十嵐けん委員につきましては、学校・校長会からの予算要望と予算増額の方法についてということでご質問でございます。これは毎年、学校・校長会の方から、教育委員会に対しまして予算要望書が提出されておりますが、その要望についてどのくらい達成できているのかということがおもな質問の内容でございます。これにつきましては、限られた教育予算の中で、なるべく早急の対応をしておりますと。しかしながら当然一定の制約がありますので、なかなか全部を対応するということが難しいということをご報告させていただきました。あと、立川市の教育の予算につきましては、類似団体では上位を占めておりますので、そんなに立川市としては予算がないということで対応ができないという状況ではないということをご報告をしております。

つぎの、教育委員会の情報公開と文教委員会への報告事項のあり方について、ということでご質問を受けております。この質問の内容につきましては、教育委員会の定例会の議事録が現在4ヵ月ぐらい、遅いときは5ヵ月ぐらいかかっていると。もっと早くできないのか、というようなご質問でした。これにつきましては、現在の人員、業務量、こういうものから考えますと3ヵ月ぐらいはどうしてもかかってしまうということをご報告しました。結果的には、それではもっと早くやりなさいというようなことを要請をされております。

つぎに7番目の矢口昭康委員からの質問の中に、学校施設の改善についてということで質問を受けております。この内容につきましては、けやき台小学校、九中等から雨漏りがひどいというように聞いていると。改善策はどう考えているんだ、ということの質問を受けております。これにつきましては、雨漏りというものについてはできる限り対応はとっております。

すと。ただ、台風等、今年は何回かありましたけれど、大雨等が降りますとどうしてもこれは校舎の老朽化等が進んでおりますので、なかなかすべてを改善することというのは難しい現状ですということをお答えいたしました。ただ、毎年修繕料をなるべくたくさんとって、改善は図っていく努力はしていきますということでお答えをしております。

総務課は以上でございます。

藤本委員長 学務課長、お願いします。

島田学務課長 学務課からの報告は4人の委員から、大きく分けまして2点の質問がございました。

1つは、安全安心対策に関する質問で、民主党の伊藤大輔委員からは、標題では、小中学校における更なる危機管理体制の強化についてということでありましたが、内容的には防犯ブザーに関する質問でありました。

防犯ブザーにつきましては16年度から導入しておりますが、16年度から導入している機器につきましては大変製品はいいのですけれども、当初10,000個という大量購入だったときは単価的に非常に安く購入できましたが、17年度につきましては、数が少なくなったため非常に単価が高くなるということから、機種の変更をいたしました。17年度につきましては切り替えた機種も特に問題はなかったのですが、18年度、今年度同じ機種を導入したところ、大変全国的に需要が高まったせいか大変粗悪な製品がまぎれてしまって、この間、防犯ブザーについて非常に不具合で取り替えるということがずっとありました。そのために、こちらで納入業者だけではなく製造業者にも来ていただいて話し合いをした結果、全品交換をいたしました。全品交換をいたしましたけれども、まだ若干不具合のものが出ておまして、今回、17、18年度に入れた、全国的に大変多く取り扱われている製品ではあるのですけれども、今後は利用できないだろうというように考えております。それから16年度に導入したもののについては新聞で報道されておりますが、特殊な電池を使っていて、12ボルトの電池ということで、購入が難しいという指摘がありましたので、これに対する対応もいま図っております。そういった経緯をご説明いたしました。

もう1つ、安全安心対策につきましては公明党の矢口昭康委員から出た問題であります。これはいわゆる防犯メールという標題になっておりますが、いわゆる携帯を使った配信メールの問題です。これは不審者情報を今までのような紙ベースで情報を保護者にご連絡することと比べると、非常に速い時間で情報が流れますので、非常にひとつのいい方法ではないかということで、所管課としても近隣市などの調査に行っていました。たまたま19年度の施策の取り組み方針の中で、所管課としては教育委員会ではなくて市民生活部の生活安全課になるのですけれども、そちらで防災情報システムによるメール配信ということが19年度後期で試行実施ということが決定されましたので、教育委員会では独自にやりますと二重になりますので、そういう理由から矢口委員の質問に対しては、教育委員会としてはこの防犯メールに対する取り組みは行わないという答弁をいたしました。

あわせて、生活安全課の方からこの防災情報システムによる配信メールのシステムに

ついでに答弁がございました。それが1点目であります。

もう1つは、予算関係の質問が2人の委員から出ました。1人目は共産党の上條彰一委員でありまして、教科備品費というように言っておりますが、学校の教材に使う備品などの購入につきまして非常に購入しづらくなっているという質問がありました。これは一面では事実でありまして、備品関係予算が非常に少なくなっておりますので、そういった問題はあるということは前提でありながら、理由としては17年度から配当方法が変わりましたので、従来のように同じ物をいろいろな品目で買えないということから、若干学校の側で不都合を感じている面もあるかもしれませんが、それについてはきちんとした方向なのでやむを得ないということをお答えいたしました。

もう1つは、パソコンを非常に導入しておりますので、それは今まで備品でやっておりましたが、リースということで備品費からは離れておりますので、そういう意味でパソコン導入の結果、従来の備品が少なくなっているというご説明をいたしました。

もう1人の委員の方として市民の党の五十嵐けん委員からは、校長会の予算要望の取扱いはどうなのかということと、我々としては対応が難しいのですが、教育予算をどう動かすかという教育予算に関する今後の対応というようなことが質問としてありました。校長会の要望書につきましては、現在も指標としてきちんと使用し、所管課としての予算要求に反映をさせているけれども、現在の枠配分という今の予算の仕組みの中で、なかなか要望に応えられないという実情をお答えいたしました。

以上であります。

藤本委員長 指導課長、お願いします。

樋口指導課長 それでは指導課でございます。

まず1点報告事項がございました。マイスター事業につきまして、本年度より立川市マイスター事業を始めまして、9月1日の時点で小学校7校、11名がマイスターとして若手教員等の指導に当たっておりまして、9月12日にマイスター教員が参加しましてのマイスター事業中間報告会、これの取組みの、この報告会でマイスター教員のほうからの報告など、教育委員会でご報告させていただいた内容で文教委員会で報告をさせていただきました。

ご質問いただきましたのは、後補充の教員はきちんとしているのだろうかというようなことで、そのことは、マイスター教員が授業を抜けていく後補充については、単に自習をやらせたり放っておいているわけではないと。教員がつくった学習の計画に基づいて、できるだけ子どもたちが主体的に進めるような場面で後補充をさせ、教員が、指導員が当たっている、そのことをお答えさせていただきました。

またマイスター教員、これは若手だけではなくて、指導に行き詰まった教員あるいは心の悩みなども抱えている中高年層の教員への指導も当たれないかと。その辺は学校長の判断やこれからの工夫でもっと活用ができればということで、検討していきたいということをお答えをさせていただきました。

またマイスター教員、特別に何か位置づけてあげることはできないかというようなご質問

もいただきました。これは前回の教育委員会でもお話をさせていただきましたように、自分の教員としてのキャリアの中にきちんと位置づけていくことでマイスター教員がまた自分の資質を向上させることができるといように考えていることでお答えをさせていただいたことがまず第1点でございます。

所管事項の質問につきましては、5名の委員からご質問をいただきまして、まず高口靖彦委員からは、小中学校のパソコン学習ということで、小学校の何年生から教えていて、週何時間程度、またパソコン、インターネット関係は大変モラルの面あるいはインターネットの攻撃と言うのでしょうか、そのようなセキュリティーについてもどのように教えているのだろうかとか、そういうようなご質問をいただきまして、まず学校の情報教育がインターネットやパソコンを使うという技能の習得だけではなくて、児童生徒が主体的に発信できるような情報活用能力を育成しているということを前提にお話をさせていただいて、立川市におきましては、小学校1年生段階からパソコンを活用した授業に取り組んでいるという点。中学校では特に技術家庭科という授業の中でも情報、コンピュータ活用の授業があるというようなことでお話をさせていただきながら、ご質問のとおり、とりわけインターネットなど、チャットやメール、そのようなものが相手の対場に立って相手を傷つけない、そういうような気持ちで自分の作品を伝えたり情報を発信したりという、授業の中でのモラルを育成していく授業内容とともに、インターネットの特性とか危険性を理解させるような学習活動を行っているということでお答えをさせていただきました。

伊藤大輔委員からは、小中学校における、特に小学校においての英語活動の外国人講師の管理体制や派遣時期などについてどうなっているのだろうか。特に外国人講師と小学校の先生方との意思疎通が十分でないと言語活動も十分な効果を上げられないのではないかと。そのような状況が生じたときには、教育委員会としてどのように危機管理を行っているのかというようなことをご質問をいただきました。立川では小中学校から小学校3年生以上に英語活動を取り入れておりまして、英語活動の推進校も毎年1校指定しているところでございますが、特にAET外国人講師が小学校で十分意思疎通ができるか、あるいはそういうトラブルが発生しないかということについては、AETは委託業者を通じて行っていますので、立川の担当のコーディネーターと学校とよく連絡をしながら、もしそういう状況が生じたときには教育委員会にすぐに報告がくるようになっております。こちらで指導係や指導主事が状況を把握しながら、学校や立川のそのAETのコーディネーターと連絡をとり合って、場合によっては人を代えるということもこちらから要請して、など行ったりしている、そのようなことでお答えをいたしました。

続きまして守重夏樹委員からは、学校教育サポートセンター準備室の機能をもっと充実させて、立川市の教育センターのようにしていくことを望むということでご質問いただきまして、現状と、今後特に退職校長先生など指導員を増やしまして、立川市の研修が、サポートセンターが運営できるような形で内容も充実させ取り組んでいきたいということで答弁をさせていただいております。

上條彰一委員それから五十嵐けん委員からは同じ趣旨のご質問、趣旨は同じでございますが、9月21日東京地方裁判所の東京都教育委員会の国歌斉唱義務不存在確認等請求事件の判決を受けて、教育委員会、教育長はどのように考えているかということでご質問をいただきまして、このご質問に対しましては同様な答弁を教育長からしております。この議会の段階では、9月26日の都議会の本会議で、都知事が控訴する方針であるということ述べ、実際控訴しておるところですが、判決が確定しない係争中のことについて立川市教育委員会として意見を言う立場にはないと。しかしながら、市教育委員会として、今後とも国旗、国歌につきましては、入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の適正な実施を今後も指導していくということで答弁をしております。

指導課は以上でございます。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 指導課長に答弁してもらいましたが、国旗国歌の東京地裁の判決ですが、これは左のページにあるように、決算特別委員会の冒頭で大沢豊委員からこれについての、地裁判決に対する見解をとということでありました。

指導課長が申しあげましたように、これは東京都と東京都教育委員会に対する判決なので、私としては「見解を」と言われましても、これは述べる立場にないということでお答えをいたしました。そういうことで、ただ、これは一つの制度の中でもって、司法制度の中での東京地方裁判所の判断でありますから、これは当然そのまま尊重するという立場であります。私としては、この国旗国歌に対する対応については見解を異にするので、私としては、立川市としては今後とも適切な実施について指導してまいりますという、そういうスタンスであります。

今後これについての見解、やりとりでしょうか、これはまた来年の卒業式に向けていろいろあると思いますけれども、そういうようなスタンスでもって今後臨む考えであります。以上です。

藤本委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。学校給食課長。

佐島学校給食課長 学校給食課から報告させていただきます。

学校給食課にはまず報告事項として、新学校給食共同調理場建設の基本的な考え方ということで報告を1件いたしました。これにつきましては、第11回教育委員会、6月8日に行われましたそのときに新学校給食共同調理場建設の基本コンセプトについてということで中間報告をさせていただきましたけれども、その件について同じ内容を今回文教委員会に報告をさせていただきました。

この件につきましてご質問が3人の委員からございました。その内容につきましては、まず高口靖彦委員からですが、周辺の住宅住民に対する説明会についてということでご質問がございました。それにつきましては、現在、市営住宅の建て替えを今年度から実施しております。また都市管理課におきましても、今回5月に説明会を行いましたので、その際学校給食課も参加いたしまして、今後の学校給食共同調理場の建て替えについて概略をご

説明いたしました。また今後も都市管理課と連携しながら説明会を行う旨をお答えいたしました。

続きまして五十嵐けん委員から3点ご質問がございました。考え方についてということで、防災施策とはどういうことかと。また施設での生ごみ、残菜処理についてということ。また2場を1場化するときには中学校給食も取り入れることは考えなかったのかという3点についてご質問がございました。

1点目の防災施策とはということのご質問に対しては、学校給食共同調理場も防災施策の役割がございました。食糧の貯蔵また食糧の提供というような役割がございましたので、それについてご説明をさせていただきました。あと施設での生ごみ、残菜処理につきましては、現在堆肥化ということで実施しておりますので、新共同調理場になりましても堆肥化することでお答えをさせていただきました。また2場を1場化するとき、中学校給食も取り入れることを考えなかったのかというご質問につきましては、あくまでもこれは共同調理場を2場を1場化するというので、小学校の給食の提供のための新共同調理場ということで、私の方の考え方をご説明させていただきました。

また2回目で建設スケジュールはということでありましたけれども、それも都市管理課の、市営住宅の建て替えをあわせて、今年から市営住宅の建て替えが始まっておりますけれども、一応予定では21年度に完成予定になっておりますけれども、新調理場につきましては、21年度以降着工するというのでお答えをさせていただきました。

つぎに米村弘委員から2点ほどご質問がございました。将来、民営化を考えていないのか、また規模として単独校も入れるのかという2点についてご質問がございまして、民営化につきましては経営改革プランでも民間活力の導入、また今回の考え方の中にも民間活力の導入等、またPFIの検討等がございますので、そのことについてお答えをさせていただきました。また規模については、単独校も入れるのかというご質問につきましては、あくまでもこれは現在小学校20校ございますけれども、8校が単独校でございます。12校が共同調理場校でございますけれども、今回はあくまでもこの12校に供給する施設というようにお答えをさせていただきました。

またつぎに、所管事項についておふたりの委員さんからご質問がございました。

まず1点目は、米村弘委員から給食費の納入についてということでご質問がございました。このご質問の内容でございますけれども、給食費の納付についてということで、納付している者と未納付者との不公平が生じないことを基本に質問するという趣旨で質問をされました。内容につきましては、過年度未納分の給食費の調定額はと。また学校別の人数、最高額、最低額、また学校別の給食費全体に対する未納額の割合。また、未納者に対する対策についてですけれども、誰がどのように未納分を請求するのか、請求して支払われない場合の対策は、また卒業生に対してはどのようにしているのか、また給食費の法的性格はと。また、未納による不足額が生じた場合の対策はどのようになされているのかというご質問内容でございます。

それぞれにつきまして数字、また特に未納者に対する対策でございますけれども、学校長が保護者に対して口頭での請求、また文書での督促、戸別訪問等を行っているという形で答えをさせていただきました。未納による不足額が生じた場合はという点につきましてですけれども、現在、学校給食では食材料を選定する際は安全で衛生的なものを第一に、品質よく廉価なものを調達するように努めておるところでございますけれども、食材料等の費用というのは保護者からの給食費ですので、未納額が増えますと運営に支障をきたしますということで、今後も保護者、学校及び学校給食課が連携を図ることで未納率の低減に努めてまいりますという形でお答えをさせていただきました。

つぎに高口靖彦委員からのご質問についてでございますけれども、これにつきまして未納額のことについてご質問をされました。未納額その他市等での状況等おっしゃられながら、他市では現金で徴収しているところがあって、滞納額がゼロのところがあると。立川市も徴収の方法について検討していく必要があるのではないかという趣旨でご質問をされました。私の方のお答えですけれども、立川市の小学校 20 校中、現在 6 校が未納がございません。そういうようなことがございますので、そういうようなものを工夫して、また一部の市では P T A がやっているというようなところもございます。そういうようなことも一部では検討されておりますので、そういう形でお答えをさせていただきました次第でございます。

学校給食課からは、以上でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。はい、生涯学習課長。

府中生涯学習課長 それでは、生涯学習課の関係で委員会の報告をさせていただきます。

文教委員会の報告事項としましては、市民交流大学構想に係る市民参画の推進、そして指定管理者による学習等供用施設の管理移行についてということをご報告させていただきました。

教育委員会におきましては、議会が始まる前の教育委員会で 2 つの案件ともご説明をさせていただきますまして、同様の内容で文教委員会にご報告をさせていただきます。

市民交流大学構想に関しては報告事項の中で質問が 2、3 ございました。市民参画の推進という形では、市民推進委員会の準備委員会を設置しましたということ、それから市民交流大学の基本的な考え方を公表しました。そして地域懇談会を開催したというようなことをご報告をしましたが、この関連で 2、3 質問がございました。

市民に配布したリーフレット等を見てご質問があったのですが、この地域懇談会で市民から寄せられた多くの意見は、公民館利用者が多く集っていただいている関係もございまして、「公民館の施設の使いづらさがでるのかなということが非常に心配」ということで、「私たちが毎週何曜日の何時からやっているような学習活動が、今度は抽選みたいな形になるとなかなか使いづらくなるのですね」というような、そういうご意見に偏っていたというのがちょっと寂しかったなと思ったのですが、いたし方ないのかなと。そういう市民の声を聞いて委員さんから質問がございまして、リーフレットには従来とあまり大きな変化はございませんというふうには書いている部分があったのですが、「そういう意見があるんじゃないかな」というような、そういうようなご質問がございました。

基本的には公の施設は一部の方々に偏らない使い方、ご利用の仕方を考えていこうということによってございますので、それについては多少変化があるのかなと、ご協力いただくというようなことでございますけれども、まだまだこれは市民の意見を拝聴しながら仕組みづくりをどういうようにしようかなという、そういうような段階でということでご理解をいただいております。

もう1点は、同様の質問なのですが、公民館でやっている事業は、いわゆる講座等は原則無料ということなのですが、リーフレットの中では一定の受益負担を導入していきたいということを申し上げてございます。「どういうことだ」ということがあったのですが、基本的には児童生徒を対象としたような講座とか、所得が低い方、高齢者などがそうなのですが、そういう人達に対しては受益者負担をそのまま入れるということではなくて、一定の配慮をしなければいけないという意味で無料ということも考えていくということですよ。そういうことも含めて、受益者負担ということで講座料をいただくというような場面もこれから出てくる。それは何故かと申し上げますと、市民が企画して運営するような講座で、この講座は有料でもいいのではないかなというような判断が出てきたような市民講座は、当然そういうような形で動かしていきたい、市民感覚でということ。その中でも子どもたちに、役に立つような学習機会は無料でしていくという考え方は社会教育という面でも大事なことだということでご答弁をさせていただいております。

もう1点、議長さんですが矢口昭康委員ですが、持論がございまして、清見潟大学塾のいい方法を入れたらどうよということで、基本的には先進都市のいいところを一生懸命入れたらどうですかというご質問でございます。矢口委員は清見潟市民大学塾というものに非常に好感を持ってございまして、私どももそれについてはかなり興味を示してございます。静岡県静岡市ですが、清見潟大学だけではなくていろいろな先進団体を活用していくということでお話をさせていただきました。現時点では教育委員会でもお話したように、立川市は鎌倉市、足立区、墨田区といういわゆる先行先進団体を参考にして進めてきております。そういう中でほかの団体の市民交流大学的な活動、市民の活動を参考にしていきたいということにお答えをさせていただきます。

続きまして所管事項の質問ということで3点ございました。1点目は米村弘委員から宗教法人の説明会ということで、なかなか難問でございまして、顛末までご報告をさせていただきたいのですが、要は、立川市幸町の砂川九番のちょっと上の方にショートゴルフ場がございまして、そのゴルフ場の跡地が売買契約の中に入っていると。そこに建てるものが、宗教法人が墓地を建てるということで墓地建設計画が持ち上がってございます。それに対して地域の皆さん方がやはり迷惑な施設だということで反対活動をされておりまして、墓地を造る建設計画を申請するというのは東京都の認可行為でございまして、東京都に申請をするという条件の中で、申請の届出があった日の60日以内に隣接住民に地域説明会を開かなければいけないという条例、墓地条例といっているのですがその規定がございまして、それに伴って宗教法人、当該事業者は淡々と地域説明会を開くという準備をされておりまして、近くに



ある公共施設、こぶし会館を地域説明会の会場として貸していただきたいということがひとつの流れでございます。

その公の施設を地元住民が反対をしているような事業に対しての説明会に貸すことは何ぞやというような声が上がりました、市議会の中で質問もありましたし、また墓地建設に係るいわゆる計画指針、市が指針を持ってごさいませんので、指針をつくりなさいというような請願が出て採択をされたという経過がございます。そういうような形でいろいろ動いてきたのですが、公の施設の使用許可については、現在こぶし会館は指定管理者制度に移行してございましたので、指定管理者が承認するという手続きになってございますが、最終的な公の設置者は立川市長でございますし、教育施設として教育委員会の所管施設でございますので、その施設の貸し出しの最終的な判断というのは行政側が一定の判断をするということで手続きを進めてきまして、答えとしましては、宗教法人が申請された地域説明会については、東京都条例に伴う地元説明会でございますので、拒む、いわゆる貸さないという、拒む理由に該当するものは何もないということで、立川市教育委員会と立川市はそういう判断のもとで、宗教法人の地域説明会に対してお貸しするというご答弁をさせていただいております。結果的にはそういう流れでございます。

その宗教法人がその地域説明会を開いた日が10月1日でございます、反対されている団体がかなり反対活動をするという情報が入ってございます。当日非常に混乱があるだろうということを予測しまして、最終的には市民に、利用者も含めて近隣の市民に危害が加わらないようにするには行政側も対応しなければいけないだろうということで、この処分に不服がある団体が、どういう行動が起こるかわかりませんでしたので、最終的には使用申請者に対して使用許可を取り消すというような行為も予測されるだろうというようなことで、立川市としましては、10月の当日、地域説明会が開かれるだろうという時間帯が午後1時でございますが、助役が11時に出勤、教育長が12時ちょっと前に出勤、私が8時から出勤というようなことで出まして、ちょっと騒ぎがあったのですが、最終的には地域説明会が開けないという状況になったので、申請者が申請を取り消したということで無事治まったというような状況でございます。以上が顛末までということでございます。

続きまして2点目の指定管理者による学習等供用施設の管理についてということで高口靖彦委員からご質問がありました。内容はこぶし会館でございます、問い合わせをするとなかなか電話が出ないというようなご質問でございます、ちょっとその日は特異性があったのかなということで、そのようなことがないように指定管理者にお話して、席をはずしているときは、できるだけ携帯電話を持って出るような仕組みをきちっとやってくださいということをお願いをしたということでご答弁をしました。

3点目は学習等供用施設のカラオケ機器の購入ということで、内容は老朽化したカラオケが、買ってもらえないかというような要望がございまして、基本的には使えなくなった場合は私どもとしては10万円程度で購入できるカラオケ器、いわゆるDVD対応の機器なのですが、そういうことについては対応してございますと。今後もそのような対応をさせていただ

きますというようなお答えをさせていただいております。

以上、文教委員会の所管事項の質問に対してそういうご答弁をさせていただいたと、以上でございます。

藤本委員長 体育課長。

田中体育課長 引き続き文教委員会の報告事項、所管事項につきまして1件ずつでございます。

まず報告事項につきましては、総務課長がいま説明したとおり、学校プール及び公共プールの安全管理の状況についてということで、総務課の説明以降に引き続き体育課からご報告ということで、今回そうした事故を重視して、未然に防ぐために市内の公共施設の公共プール、3カ所ありますが、柴崎市民体育館に2カ所、泉市民体育館に1カ所あります。そこをきちっと蓋の状況が固定されているか、吸い込み防止金具の設置ができているかというようなこと。それから、委託業者の2社に8月1日付で教育長の名前で安全管理、事故防止の徹底を指示した文書を送付したということ。それから泉市民体育館のプールにつきましては、排水口の蓋を確認したところボルト固定がされてない。なお、吸い込み防止金具も設置されていない状況でしたので、8月10日に排水口の蓋のボルト固定、吸い込み防止金具を設置する改修工事を行ったということでご報告いたしました。今後も引き続きプールの安全管理、事故の防止の徹底に努めますというようなことでご報告いたしました。

その報告をしたところ、質問の中では、五十嵐けん委員から質問がありましたのは、都から調査を求められて、当初は「安全だ」と言った。これは学校と公共プールと同じですが、「安全だ」と言ったことはどういうことかというようなことが指摘ございましたので、「安全」と言ったのは、公共プールに関しましては当初、東京都に我々も問い合わせたところ、明確な基準がございませんでした。それから数値につきましても、国から都にきた文書の中では1行だけ、それ以外のプールというのは表示で公共プールを示してしまっていて、東京都から区市町村にきた文書の中には公共プールについてのことは一言もふれてないというような状況がありました。したがって、そういった文書が体育館側にはほとんどきていなかったというのは実情です。そういったことともう一つは、実際には流速が非常にゆるい。循環式のプールでありますし、あの蓋の上にも立っても流速をほとんど感じないような状況というのがありますし、蓋を持ってみましてもほとんど動かないというような状況がありました。そういう中で「安全だ」と言った。それから、東京都に問い合わせたときも明確な基準がない。流れるプールとそういった循環プールを同様に考えていいのかというようなことが、当初はそういった考え方もあったというようなこと。

しかし、国がプール問題の調査委員会を設けまして、8月9日にそういったことで指示がありました。「どんなプールも二重構造をきちっとしなさい」、「それまではやめるように」というような指示があった。その中で公共プールにつきましては10日に修繕をして、きちんと安全管理をしたという報告で、公共プールについての質問は1回で終わっています。

所管事項の質問ですが、守重夏樹委員からありました。社会体育行政についてということですが、かなり漠然として広い意味合いですので、委員にお尋ねしてどういう内容ですか、

ねらい、意図というのはどういうところにあるのでしょうかというようなことを問い合わせましたら、1つは多摩国体について、東京都と立川市の動向はどうなっているのかというような内容を聞きたい。それに対する市の受け入れ、考えはどうかというようなこと。

2点目としましては施設の維持管理について、立川公園野球場の芝が伸びているとかという声が市民から聞こえてくるというような状況でした。

それに対する答弁ですが、第68回の国民体育大会につきましては、後でその他のところで詳しい状況をご報告しますが、そのときの答えとしましては、東京都の動向というのは区市町村の意見を別に聴取して、そして各種団体は団体の意見を別々に調査しているわけですね。そのつきあわせを今年の12月に行うわけですけれども、10月末、もうすぐ10月末で終わるのですが、その間に、立川市としてどういった施設を提供できるかという回答をしるという形、それからスケジュールについては、そういうことで立川市の動向はいま検討中であるというようなことでそのときは答弁をしております。

もう一つは市の考え方ということですけれども、国体について市の受け入れに対する考え方というのは、立川市は多摩の中心的位置にある。交通の利便性ですとか宿泊施設の状況、経済効果など。それからこれは少し余分なことですけれども、13年当時、立川市長が東京都の市長会の会長をやっているときなども多摩国体の要請などもしている状況もあります。そうした中で、立川市として全く受けないというわけにはいかないというような状況が一つありますので、慎重に検討して、可能な限り受け入れをしていくというようなことで、以前に報告してありますので、立川市泉体育館、立川公園野球場、立川競輪場、この3つを候補地として挙げているというような状況を報告しました。最終的には10月末までに精査するというところで答弁をしている状況でありました。

もう1点、管理状況はどうなっているか。芝の伸び方とかがあってそれに対応してないのではないかというような状況がありましたので、これについては、公園の評価は大変よく管理されているという評価を受けているわけですけれども、その後に草などというのは1週間でどんどん伸びてしまうという状況がありますので、これは今後の課題として、この場所に行く機会があって随時芝刈りができるような形を考えていきたい、そういった答弁で終了しました。

体育課からは以上です。

藤本委員長 ありがとうございます。図書館長。

藤田図書館長 図書館のほうは所管事項の質問が1件、守重夏樹委員からありました。

図書館のあり方についてという、漠然としたような、全体的なようなご意見でした。

それについて図書館としまして、現在経営改革プランの方針の中で図書館について地域人材の活用等、運営方法の見直しを進めるとともに、市民の利用実態の検証を行い、図書館のあり方を検討するという方針を出しております。これに基づいて図書館の中に検討委員会、専門部会を設けて検討中でございますということで、その検討中のなかのたまかなものを答弁として答えさせていただきます。図書館としては、多種多様な市民のニーズに応えるた

めに効果的、効率的な運営を進めているという中で、現在検討中であると。そういうものの中で図書館サービスをこれからも向上させるために検討しておりますという、漠然としているところなのですがその程度の、まだ検討会の報告として時点では上がっていませんでしたので、その内容に沿ったものを若干入れて答弁させていただきました。

以上です。

藤本委員長 大変丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、議会定例会についての報告は以上で終わりにします。

少し長くなりましたけれども、休憩をとらずにこのままでよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

---

## 報 告

### (2) 事業後援について(3件)

藤本委員長 それでは続けさせていただきます。

(2) 事業後援について、3件ございますが、生涯学習課長。

府中生涯学習課長 事業後援の報告分をご報告させていただきます。

この3件は昨年または本年度ということで同様の事業等を実施して、立川市教育委員会が後援をしておりますので、協議分ということではなくて、承認したということで報告にさせていただきます。

1件目は、東京都ビーチボール協会から出ている多摩大会でございます。

2件目は、毎月出てくるのですが、立川親と子のよい映画を見る会、定例会です。

3件目は、これは昨年実施しておりますが、実践倫理宏正会北多摩ブロックの講演会でございます。この3件は教育委員会後援ということで承認している事業でございます。

申請書が添付してございます。申請書の中でご質問等がございましたらよろしくお願いたします。以上でございます。

藤本委員長 特にご質問はありませんね。

〔発言する者なし〕

---

## 報 告

### (3) 第26回立川・昭島マラソンの概要について

藤本委員長 つぎへまいります。(3)第26回立川・昭島マラソンの概要について、体育課長、お願いします。

田中体育課長 それでは、第26回立川・昭島マラソンについてご報告申し上げます。

第26回につきましては、2007年3月11日に開催が決定されております。

開催要項がお手元にあるかと思いますが、第25回のように、警察から非常に強いコースについての要請がありましてコースを変更してきたところです。9月に警察の方に出向きまして、コースについては同様のコースということでご理解を警察の方からは受けていると

ころです。そういうことで、25回と同様に立川・昭島マラソンを開催していくというところ  
でございます。

コースについては、今回につきましては警察の強い指摘はございません。ただ、25回の反省  
点は、園内での救急体制等に若干問題があったというように考えていますので、そこはこれ  
から実行委員会等でどうしたら迅速な対応ができるかというようなことを、それから各団  
体等から挙がっている指摘事項について検証してまいりたい、そういうように考えていると  
ころです。

なお、青梅マラソンにつきましては東京マラソンの関係で非常に申込者が少ないというよ  
うな状況も受けています。我々も調査をしたのですが、最初の段階で、10月23日の段階で  
は241名ということで、特に通常と変わらない状況というように聞いていますが、今後の動  
向がまだわからない状況がひとつあります。

立川・昭島マラソンについては以上です。

藤本委員長 これはこの間の、箱根駅伝の予選会のコースと全く同じですね。

田中体育課長 違います。

---

## 報 告

### (4)「2006 たちかわ読書ウィーク」事業について

藤本委員長 それでは(4)「2006 たちかわ読書ウィーク」事業について、図書館長、お願  
いします。

藤田図書館長 報告します。前回の教育委員会的时候には、広報で講演会の募集をやってい  
ただけで全体がまだ見えなかったものですから、今回、10月25日号の見開きのところで読  
書ウィーク全般のお知らせをしたのと、今回お手元のチラシのように、おはなし会、イベン  
ト等、全体がまとまりましたのでご報告させていただきます。

おはなし会につきましては各館でやっているところなのですが、今までは柴崎と幸図書館  
ではおはなし会というのは小規模館ということで一度もやっておりませんでした。ここで読  
書ウィークということで今年度から始まったわけですので、全館で実施しようということで、  
幸についてはこぶし会館、柴崎については中央公民館をお借りして、全9館でおはなし会を  
初めて実施するということになりました。

27日からなのですが、中央館、若葉館におきましてはテーマ展示ということで、中央にお  
いては「おぼえていますか？この一冊」ということで1980年代の本からいろいろと出しなが  
ら、当時の立川の写真を同時に展示して、入館者たち、なかなかその横を通りながらご覧  
になっていらっしゃるというのがあがっております。一応これは27日スタートですけれども、  
展示テーマについては休館日に十分準備するというので、火曜日から、中央においてはテ  
ーマ展示については開始しております。

なお、11月4日に予定しております講演会については、なかなか参加が少なくまだ70名  
弱というような数字になっております、きょうの昼時点で。これからまた大勢の方に声をか

けていこうと思いますが、お知り合いの方、参加ご希望の方がありましたら是非とも中央図書館のほうに申し込んでいただきたいと思います。図書館からは以上です。

藤本委員長 何かご質問ございますか。広報などでも掲示されておりますのでご覧になっていらっしゃると思いますが、それでは、報告は以上で終わります。

---

#### その他

藤本委員長 案件の3番に入ります。

その他の1番、指導課長、お願いします。

樋口指導課長 それでは、お手元に資料といたしましていじめの問題への取組の徹底についての通知文、また「ふれあい月間（平成18年度第2回）」の緊急実施及び実施後の調査について（依頼）それから（第一案）ということで子どもたちの豊かな学校生活のために、いじめをゆるさない、というリーフレットをお配りさせていただいております。このことについてご報告をさせていただきたいと思います。

最近いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が起きており、教育委員会といたしましても大変深刻な事態と重く受け止めております。東京都においても、過去に、昭和61年、いじめにより中学生が自らの命を絶つという痛ましい事件が起こっており、二度とこのようなことを起してはならないという、そういう認識のもとで教育委員会、そして各学校で取組みを推進したところでございますけれども、最近の深刻な事態を憂慮しまして、このような通知を出させていただいているところでございます。

いじめの問題への取組の徹底についての通知をご覧いただきたいと思います。この通知の中で、立川市の取組みといたしまして、10月19日に緊急校長会を招集いたしまして、同日夕方には、各学校に設置をされております人権教育担当者の臨時会議を開催いたしました。

いじめというものは差別の構造そのものであり、人権侵害であるということを認識して、決して許されないことである。そして、平成6年、いじめ問題がひとつの全国的なピークにあった頃の各学校の意識、この問題はどこの学校でも起こり得るものである、そういうようなことをもう一度立ち返って、そういう認識のもとで苦しむ子どもたちがないように、各学校で10月中旬ぐらいまでを目途に立川市独自の試みとしまして、10日間程度子どもたちの豊かな学校生活のためにいじめの緊急点検旬間を設定いたしまして、いま各学校で取組んでいるところでございます。

各学校ではこの旬間中に校長講話、学年集会、いじめのサインを見逃さない工夫、あるいは学校生活の実態の把握、不登校児童生徒、それがその原因のもう一度洗い直しをしていく、いじめ問題を資料にした道徳の時間であるとか学級活動、教師の人権感覚の見直し、いじめ問題発生時の対応マニュアルの作成あるいは点検、関係機関、保護者、地域との連携。そして学校が取組んでいることを地域や保護者へ周知しながら、この点検旬間を各学校の校長の指導の下で行ってもらう、そのように考えております。この取組みが終わり次第、11月17日が金曜日でございますので、そのあたりまでを目途に各学校からの報告を受けることに考

えております。

同時に、もう1枚の依頼文でございますけれども、東京都教育委員会が毎年実施をしております「ふれあい月間」につきまして、本年度東京都教育委員会のほうのこのふれあい月間が例年よりも早く、10月23日から11月24日ということで実施されます。この中でいじめに対する取組みの調査、またこの期間で把握できるいじめに関わる調査項目などもございまして、報告を求めています。いまお話をしました立川市独自の取組であります緊急のいじめ点検旬間は、このふれあい月間の中に位置づけて各学校で取組みの実施をしております。

あわせて第一案ということで、まだ十分な精査をしておる段階ではございませんけれども、このようなリーフレットを緊急に各学校に送付をしたいというように教育委員会としては考えております。これは過去の人権教育プログラムでありますとか、あるいは東京都教職員研修センターの研究生の研究、または東京都教育委員会が発行したリーフレット、それから立川市の中学生の主張大会、過去の収録集などから、いろいろな資料を再構成しなおしております。

例えばこれは2ページ目には、今回いじめの問題で本当に大きな課題であるのは、教師のあり方、教師の人権感覚というところでございます。いじめの解消の基本は教師と子どもの信頼関係にあるということで、学級経営に関わる工夫やいじめの解消に向けた授業の展開ということで資料を載せながら、もう1枚めくっていただきますと、いじめを発見する6つの観点別ポイント、これは先だって東京都教育委員会のほうからもいただいているものを再構成しなおしたものでございます。

つぎのページからは、小中学校の児童生徒に向けてということで、いじめの問題についての子どもたちへの理解のページがまずございます。

それから主張大会から、収録集から取り上げたものがございます。過去5年のものからいじめにかかわっての中学生の主張、それをちょうど4ページ、2枚に載せてございます。

それを読みながらつぎでございますけれども、「いじめ」と自分とのかかわり見つめようという、子どもたちの内面化を図る、それが作文、そういうものを読みながら自分を振り返って今の自分の考えはどうであろうか、これで内面化を図る。

そして最後のページでございますけれども、私たちの学校から「いじめ」をなくそう、行動化へ結びつけていく。子ども向きのものは理解、内面化、行動化というような形で構成をしておしております。

まだもう少し入れておきたいことなどもございますが、基本的にこのようなリーフレットを各学校が取り組んでいるこの旬間中には、各学校に送付できるようにしたいというように思っております。

また先ほど申し上げました10月19日の人権教育担当者臨時会でも、これ以外の道徳や学級活動の過去のいじめを取り上げた指導事例でありますとか、いじめを発見するマニュアルの参考資料でありますとか、そういうものは各学校にお配りしております。立川から決して命を絶つ子どもが絶対に出ないように取り組んでいるところでございます。

以上、ご報告でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。この資料の第一案にもそのいじめの定義などというのが載っておりますが、こういうことからいくと、いじめをゼロにするというのは難しいのでしょうけれども、そういうことがあるかもわからない、「助けてよー」と言っている子どもたちがいるかもわからないという意味で、教育長を中心にして指導課その他関係の皆さん方で、立川で悲しい思いをするようなことがないようにということでご努力いただいていることにまず感謝申し上げます。これからもその気持ちはみんなで持ち続けていかなければいけないと思いますので。

それから、この最後のこれは子どもたち一人一人に渡るわけですか。指導課長。

樋口指導課長 各学校へお送りいたしまして、このままお送りはいたしますけれども、ちょうど子どものページから見開きに入りますので、そこは増し刷りして子どもたちに配るように校長、副校長、または関係の主幹等指導してまいりたいと思っております。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 とてもいい資料で、いろいろなものを集大成して一つにまとめてくださったので使いやすいと思いますし、あと、子ども向けに、本当にこれを見て自分で振り返ってみて反省できるかなど。今もしそういう問題が起きていたら、子ども自身が反省してもらえないかなどと思って、とてもいいものですので是非、有効活用をお願いいたします。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 各学校へ市教委訪問とかで授業を拝見しておりますと、なかなか威勢のいい先生方が、特に男性の先生で生活指導とかをやっている方に多いのですけれども、非常に元気なのですけれども言葉がぞんざいで、やはり小学校の子どもたちが傷つくようなことがあると思うのですね。先生ご自身はそういう持ち味で授業をいらっしゃるので、校長先生などにも後でお話をするときに伺うと、「それは時々は言っていますよ」と。「注意しています」と。「もうちょっとこのところを、言葉づかいをこういうふうにしたらもっと君の評価も高まるし、生徒たちの信頼が得られるよ」ということは言うんだけど、それは小学校、中学校の特に生活指導主任をやっている先生方に多く見られる感じがいたしますので、是非また樋口課長さんのほうから学校のほうへも、是非ご指導いただけたらと思います。

藤本委員長 ありがとうございます。牧野委員。

牧野委員 いま立川市としてここ数年のいじめの状況は確認ができていれば教えてもらいたいということが1点です。

2点目は、その状況下で、特別なという言い方をしてしまうと大変誤解があるのですけれども、死に至ったようなことというのは文科省でもゼロというあれがありますけれども、立川市ではもちろんゼロだということに伺っていますけれども、いまの小中学生の内面的など先ほどもありましたが、内面的ないじめというのが非常に大きくクローズアップされてきていると思いますので、そういったことに対する指導は、もちろん今この第一案ですのでこれでいいとは思いませんけれども、でもこれを出していただいたということはいいことであ



って、やはり内面的なものをどう揺り動かすかという部分をもう一度ご検討いただきながら、第二案ないし三案までいけばあれですけども、これを出したとしても一番大きな課題は教員の意識の問題ですので、教員がどう意識するかということはやはり教育委員会がどれだけ指導してもなかなか難しい問題、校長が指導してもなかなか難しい問題。しかし、校長の現場での指導というのはかなり生きてきますので、このところで、今もう始まっていると思いますが、評価の問題とか自分の目標立てをするときの個人評価の問題、そういったところ、都の中でもこういった問題を取り上げながら教員のいじめに対する課題というものを揺り動かすような指導を校長会等でも再考していただければ、さらにありがたいというように思っていますので、よろしくお願いします。

藤本委員長 ありがとうございます。前回の教育委員会の中でもそのいじめの問題についてお話、ご回答をいただきましたけれども、いまの牧野委員の質問について、指導課長、お答えできることがありましたら是非お願いいたします。

樋口指導課長 国が実施しております小中学生の問題行動調査の公立小中学生、児童・生徒の問題行動調査でございますけれども、これについてのこのいじめの発生件数ということで報告しておりますものは、平成 17 年度は小学校が 7 件、中学校は 0 件、平成 16 年度は小学校が 9 件、中学校が 0 件でございます。

この調査は、いじめがあったかなかったかだけではなくて、あった場合にはそのいじめが年度中に解決されているのかいないのか、そういうことの追跡の調査もございまして、いま申し上げた小学校の 16 年度 9 件はその年度中に解決をした、17 年度の 7 件につきましてもその年度中に解決をしたということで東京都へ報告し、東京都から文科省の方に報告しております。

この調査は例年、前年度調査を翌年に報告という形でございますけれども、いまお話をいたしましたこの「ふれあい月間」の取組みの中で、この期間中のいじめの実態調査を行い、その報告をいたします。と同時に、立川市としてもいま申し上げたような点検旬間というのを設けていると。数字につきましてはそういう状況でございます。

また、教師の人権感覚という部分、振り返りの部分もこのリーフレットの中に入れていきたいというように考えております。

藤本委員長 ありがとうございます。では、報告でございますので、その辺で閉じさせていただきます。

---

#### その他

藤本委員長 つぎ、その他の中の 2 番、体育課長、お願いします。

田中体育課長 それでは、お手元に資料をきょう配付いたしました。1 枚につきましては第 68 回国民体育大会の開催に関してという一枚のペラのものです。もう 1 つにつきましては、資料 という形で綴ってあるものがあるかと思えます。

まず国民体育大会につきましては、第 68 回大会が平成 25 年の秋に開催が内々定という形

になっていますがほぼ決まっております。その中で競技が 37 競技、プラス公開競技が 1 というようなことで開催されていくというようなことでございます。

それから開催招致の経緯につきましては、多摩、島嶼地域を中心に東京都全域で開催することとし、住民参加のもとにその相互連携をふかめ、スポーツの振興と地域の活性化に寄与するというようなことです。こういったことがおもな経緯になっておりまして、資料の をご覧いただきたいと思いますが、平成 13 年の 2 月には東京都市長会、同町村会という形になっていますが、都知事に国体招致を要望。これは青木市長が東京都の会長の時期にあたっております。それから、同様に 4 月には東京都教育委員会で第 68 回国体の招致を決議とか、そういった形の中でここにずっとつながって書いてありますが、そういった中で招致をしてきたという経緯があるということでございます。

それから会場地選定までのスケジュールということで資料 、そのつぎの用紙を見ていただきたいと思いますが、今後のスケジュールがここに掲載されております。今回いろいろ決めてきたのが、その用紙の 5 にあります会場地選定希望本調査ということが東京都から求められていまして、立川市がどの競技場を提供することが可能かというような調査を、最終回答ということで 10 月末までに出せということになっています。いまの資料の で見ていただきますと、平成 18 年の 10 月、その中間のところを見ていきますと会場地選定、これが会場地選定希望本調査という形になっていまして、東京都に 10 月末までに出していただく。

これにつきましては、一枚のペラの紙を見ていただきたいのですが、(5) で、これは 24 日に経営会議、26 日に政策会議、その以前に教育委員会内部としての調整を図りまして、立川公園野球場、泉市民体育館、立川競輪場、この 3 つを希望地ということで設定して提出したいということで理解を得られています。種目につきましては、軟式野球とここに書いてありますが、1 番、2 番バレーボールと書いてありますが、この下に軟式野球など、バレーボールなどというように「など」を入れて調査の回答をしたいというように思っているところでございます。

開催地の区市町村経費負担、これにつきましては運営費、補助はあるのですがまだ未定という形になっています。資料 を見ていただくと補助金体制が明確になるかと思えます。(4) で大会開催経費の補助ということでリハーサル大会、運営交付金等の 50% の補助ということです。それから、施設の改修につきましても原則 1 億円、特例としては大規模改修では 3 億円の補助がつくと。これは 2 分の 1 の補助ですから、この倍の工事費が可能だという形になっております。

そういうことで、国民体育大会に関しましてはこういう形で最終回答を出していくという形になります。また、3 つで出しましても、東京都等または団体の意向等によって、さらに立川市にもうちょっと受けてくれとか、いろいろなこれから要請等も発生するのかなというように思っていますので、そのつど調整をしてまいりたいというように思っているところです。

資料 4 に戻りますと、概ねその調整を今年の 12 月から来年の 5 月にかけて調整を、第 3

次の事務局からのということで調整、協議を図ります。最終的には19年の7月に会場地が決定され、19年の8月から12月にかけて区市町村と都が合意書の締結を図るという形になっております。

国民体育大会については以上です。

藤本委員長 ありがとうございます。特にご質問はございませんね。

〔「はい」との声あり〕

---

#### その他

藤本委員長 ほかにございますか。古木委員。

古木委員 過日、10月18日に東京都市町村教育委員会連合会の管外視察研修に委員長とふたりで行ってまいりました。

そのときの参加者の報告をさせていただきます。この程度の方が参加されたと。26市あるいは町村があるのですが、残念ながら多摩の市の中で大手の八王子市とか武蔵野市、三鷹市、国立市、武蔵村山市、小金井市等が欠席でございました。ご覧になっておわかりのとおり、本当に26市の内、そういう今の八王子、武蔵野、三鷹、小金井、国立、武蔵村山等が欠席でございましたので、ちょっと寂しい感じがいたしました。

管外研修の内容は、朝8時半に立川へ集合いたしまして、日帰りバスで2台に分かれまして甲府へまいりまして、甲府の県立美術館を見学したり、食事をして皆さんと懇談したりということで、車内での自己紹介等はございましたけれども、立食パーティーとかそういうものではございませんので、なかなか交流できませんでした。ただし、たまたま食事をしたテーブルに藤本委員長のお顔で多摩市の教育委員長さんと教育長さん、中先生と教育長の小栗さんがお座りになって、若干のお話が。また中先生は非常に立川のことがお詳しい先生でございました。以上、ご報告です。

藤本委員長 ありがとうございます。古木委員が薬物乱用のお話などして、周りの市の委員さんたちも感心して、勉強になったと。いいお話をいただいております。

以上、ありがとうございました。

---

#### その他

藤本委員長 ほかにございますか。小林委員。

小林委員 タイミングが悪くてすみません。戻ってしまうのですけれども、定例会の報告のところで、文教委員会の五十嵐けん委員からの情報公開、議事録が遅いということがありましたけれども、すごく反省したのですが、議事録を私たちにも最後見せていただいて署名しますけれども、その後に委員長にお渡しするのですが、いただいてからつぎの定例会のときにお渡しするという形になっていきますので、自己反省なのですけれども、早く見て早くお渡しできるかなというように反省したのですが、ルールを何かつくっていただけるといいかなと思うのですが。

藤本委員長 それについて総務課長、お願いします。

渡邊総務課長 この五十嵐委員の質問というのは確かにそういう部分もありまして、こちらからも委員さんにはやはり正確に見ていただいて、間違い等があった場合は確実に直して、そうしないと、当然これは公開ですから、すべての市民が見ますので、その辺は慎重を期すということは必要なのかなというように思っておりますので、そこの辺の時間短縮も必要かと思いますが、つぎの会議でいただくということで、それはそれで結構だと思います。

藤本委員長 よろしいですか。

小林委員 お許しが出たので、今までどおりで。早くできたら早くお渡しするようにはいたしますが。

藤本委員長 例えば今度の議会の、先ほどご報告いただいた一般質問などの内容が広報などに全部印刷して載っているというのは、これは早かったですね。

いいですか。

〔「はい」との声あり〕

---

#### 閉会の辞

藤本委員長 かなり長い時間、休憩も取らずに進めてまいりまして、ありがとうございました。

以上で第20回立川市教育委員会定例会を終了させていただきたいと思います。

次回は、11月9日木曜日、13時30分から第21回を開催しますので、ご予定ください。

午後 4時10分閉会

署名委員

.....

委員長